

第 25 回福岡市都市景観審議会

議 事 錄

日時：令和 7 年 12 月 24 日（水）14：00～14：30

場所：天神ビル 11 階 9 号会議室（福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号）

出席：坂井 猛 九州大学 教授

志賀 勉 九州大学 准教授

土屋 潤 九州大学 講師

福田 裕美 北九州市立大学 准教授

光藤 宏行 九州大学 教授

箕浦 永子 九州大学 准教授

山口 明日香 弁護士

山下 永子 九州産業大学 教授

鬼塚 昌宏 福岡市議会議員

松野 隆 福岡市議会議員

近藤 里美 福岡市議会議員

藤野 哲司 福岡市議会議員

浜崎 太郎 福岡市議会議員

岩永 真一 福岡テンジン大学 学長

中牟田 麻弥 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長

事務局：住宅都市みどり局理事 大場、地域まちづくり推進部長 許斐、都市景観室長 坂田

都市計画課長 宮川、みどり企画課長 大内

会議次第

1. あいさつ
2. 審議事項 福岡市景観計画の改定について

＜審議の概要＞

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. あいさつ」

- 事務局 : それではただいまより、第 25 回福岡市都市景観審議会を開催いたします。
- 本日は委員総数 18 名のうち、現在 15 名のご出席をいただいており、委員の 2 分の 1 以上に達しておりますので、福岡市都市景観審議会規則第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。市側の出席者は、お手元の座席表のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 次に、前回第 24 回審議会の会議録についての報告です。
- 事務局で作成した会議録を委員の皆様にご確認いただき、修正したものを会議録として確定しております。
- 会議録は、福岡市情報公開条例第 38 条の規定に基づき、公開することとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、すでに市のホームページに掲載されております。
- また、本日の会議録につきましても、前回同様、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、議事録として確定させていただくこととします。
- それでは議事に入りたいと思います。
- 審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、会長が議事を進行することとなっておりますので、会長よろしくお願ひします。
- 会 長 : それでは議事に入りたいと思います。
- 本日の審議会の流れでございますが、福岡市景観計画の改定について、一括して説明いただいた上でご意見を頂き、最終答申として取りまとめたいと思います。
- それでは次第に沿って事務局から説明をお願いいたします。

「2. 審議事項」

- 事務局 : それでは、「福岡市景観計画の計画案について」ご説明いたします。
- A4 資料をご覧ください。
- 1 ページをご覧ください。改定スケジュールでございますが、これまで、3 回の審議会を開催させていただき、委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえてとりまとめた原案を基に、パブリックコメントを実施しております。
- 2 ページをご覧ください。
- 本日は、「振り返り」や「パブリックコメントの結果」を踏まえ、「新計画案」についてご審議いただきたいと考えております。

あわせて、今後予定している「福岡市都市景観条例の条例改正」の概要を説明させていただきます。

まず、1. 振り返りなど でございます。

4ページをご覧ください。前回審議会の主な意見をまとめております。

基本方向2では、共働による景観づくりの取組みに対するご意見、 基本方向3では、アドバイザーミーティングや景観ガイドツアーなどに対するご意見、「福岡らしい景観」では、近代建築として箱崎キャンパス跡地の掲載、一般市街地ゾーンへの住宅地の掲載、博多福岡の食文化の記載などに対するご意見、その他、審議会で議論した課題認識の記載などのご意見を頂いております。

反映した原案を基に、パブリックコメントを実施しております。

5ページをご覧ください。景観法第9条第2項に、景観計画を定めようとする時は、都市計画審議会の意見を聴くことと定められており、10月14日に開催した都市計画審議会での意見を記載しております。

「基本方向2 みどり」についての成果指標に対するご意見や、大型ビジョンやデジタルサイネージなどの音への対応などのご意見を頂いております。

次に、2. パブリックコメントの結果・新計画案について でございます。

7ページをご覧ください。パブリックコメントの概要でございます。

「意見募集期間」については、令和7年10月20日から11月19日までの30日間実施しております、意見提出は、件数66件、そのうち修正を反映する8件について説明させていただきます。

別紙「市民意見の要旨と対応案等」をご覧ください。

寄せられた66件の意見について意見要旨と対応案等を整理しております。対応の区分につきましては、「修正」、「原案どおり」、「記載あり」、「その他」として整理しております。

意見No.26をご覧ください。成果指標に関するご意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の23ページをあわせてご覧ください。

目標値を「現状値以上」に修正するとともに、注釈を記載し分かりやすい形に修正しております。

意見No.40をご覧ください。都市景観に関する制度の記載に対する意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の34ページをあわせてご覧ください。

こちらに記載している関連制度一覧を、規制から誘導の順に並び変えて修正しております。

意見No.41をご覧ください。景観アドバイザーミーティングに関する意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の35ページをあわせてご覧ください。

景観アドバイザー会議の流れにおいて、「届出の 60 日前を目安」と記載し、修正しております。

意見 No.42 をご覧ください。歴史・伝統ゾーンに関する意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の 40 ページをあわせてご覧ください。

「歴史・伝統ゾーンの位置付けの考え方」を記載し、修正しております。

意見 No.43 をご覧ください。同じく歴史・伝統ゾーンに関する意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の 41 ページをあわせてご覧ください。

「住吉神社地区」のエリア図に赤枠で沿道区域を記載し、修正しております。

意見 No.48 をご覧ください。屋外広告物に関する意見でございます。福岡市景観計画（案）」の 54 ページをあわせてご覧ください。

「許可や事前協議が必要な屋外広告物のイメージ図」を記載し、修正しております。

意見 No.52、53 をご覧ください。用語集に関する意見でございます。

「福岡市景観計画（案）」の後ろから数ページの所、ページ番号に「資-1」と記載している用語解説をあわせてご覧ください。

用語解説に「該当ページの番号」を記載するとともに、該当ページの下にも用語解説を記載し、修正しております。

以上が、2.パブリックコメントの結果及び新計画案の説明となります。

次に、3. 条例改正について、でございます。

審議会資料の 9 ページをご覧ください。

「福岡市都市景観条例」改正の方向性を記載しております。

経緯といたしましては、昭和 62 年に「福岡市都市景観条例」を制定し、翌、昭和 63 年に条例に基づく「福岡市都市景観形成基本計画」を策定しております。

その後、景観法の制定に合わせまして、「福岡市景観計画」を策定しておりますが、今回の計画改定において、別々の計画となっていた「都市景観形成基本計画」と「景観計画」を一本化し新たな「景観計画」として整理しております。合わせて「都市景観条例」における「都市景観形成基本計画」の条文第 4 条、第 5 条、第 12 条の改正を予定しております。

「都市景観形成基本計画の策定」が示されている第 4 条は全て削除、「基本計画」の言葉が使われている第 5 条と 12 条は、「基本計画」の文言を削除する方向で検討を進めております。

参考に「都市景観条例」の全文が記載された資料を配布しておりますのでご参考ください。

説明は以上でございます。

- 会長：ありがとうございました。今まで3回、皆様からご意見を聞いてまいりましたが、ただいま、事務局より説明がありました内容についてご質問、ご意見はございませんか。パブリックコメントのところ、特に大事な内容をご説明いただきました。
- どうぞ。
- 委員：改定に直接関係があるか分からないですけど、40ページあたりの歴史・伝統ゾーンの図なのですが、エリアの範囲が道路の真ん中あたりを指しているような気がします。真ん中なのか、通りの向こう側までなのか、何か決まりがあるのでしょうか。緑の枠がゾーンを示していると思うのですが、大きくは通りの真ん中を指しているように見えますし、通りの向こう側のようにも見えます。
- 会長：緑の枠の話ですね。
- 委員：ゾーンに関してはさまざまな規制がかかると思うのですが、前面道路の向こうには何もわからないのか、知りたかったので質問しました。それと、線があいまいになっているので、はっきりしておいた方がいいかと思います。
- 事務局：管崎宮地区であれば、右下に凡例を示しております、道路につきましては基本的には道路中心とさせていただいています。
- 会長：AからBにぐるっと回しているところは道路の中心で、残りの部分については地番界としている、というご説明ですね。よろしいですか、道路中心か、または地番界、川の境界など、区分によってルールを示していただいています。
- 委員：わかりました。
- 会長：どうぞ。
- 委員：前の質問にも関連するのですけれども、パブリックコメントの対応案の番号で45番のところで、歴史・伝統ゾーンの周辺に対する誘導に関する意見があります。前回の審議会の中でも、○○委員の意見でもありました。対応には計画書36ページに周辺においても配慮するという文言を形態・意匠の中に入れています。実際に案件が出てきたときに、具体的に周辺に対してはどのような配慮をしていくのか、というところを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 事務局：具体的な案件につきましては事業者と協議をさせていただくのですが、例えばエリアの周辺についても、歴史・伝統ゾーンの視点場からの考え方をシミュレーションしていただく等、できる限りお願いしています。
- 委員：そういう物件に該当するか否かというのは、計画があがってきたときに判断できるということでしょうか。45番のご意見には、高さなど細かな項目を入れてはどうかという提案がありますが、そこまではなくても実際の運用ではきちんとカバーできていると、計画が上がってきた都度、周辺への配慮が必要

- なものとして判断されるということでしょうか。ケースによって対象になつたりならなかつたりするのかと思いました。
- 事務局 : ゾーンの周辺については該当するゾーンのルールに従って届出を出していただくということになります。
- 事務局 : 補足ですが、ゾーン的には歴史・伝統ゾーンの外側のルールで届出のあったものに対して、歴史・伝統ゾーンに近接するということで、どこまでできるかというところはありますが、協力を求めていくということでございます。
- 会長 : はい。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
- 委員 : 前回までは気がつかなかつたのですが、香椎宮が歴史・伝統ゾーンに選ばれていないのはなぜでしょうか。都市景観形成基本計画では、歴史的拠点に香椎宮、櫛田神社、筥崎宮と3つ併記されていて、そのあと香椎宮が外れているのは何か基準があるのかと思いまして、参道の景観は重要だと思うのですが、どこかの地点で対象から外すとなつたのでしょうか。
- 事務局 : 計画案40ページをご覧いただきますと、歴史・伝統ゾーンの位置づけの考え方を記載しております、香椎宮につきましては文化財ではございますが、もう1つの考え方として、開発のポテンシャルを踏まえた上で決定しております、香椎宮周辺は用途地域が住居系ということで、商業地域などの開発される可能性の高いところを指定しているため外れているということでございます。
- 委員 : 分かりました。
- 会長 : 香椎宮にくらべると、歴史・伝統ゾーンとなっている地域は商業地域なので、注意して誘導していきましょうということですね。
はい。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。どうぞ。
- 委員 : 歴史・伝統ゾーンについて、御供所地区の図において視点場を承天寺と東長寺に設けていますが、聖福寺に設けていないのは何か理由があるのでしょうか。
- 事務局 : 確認させていただいて、ご回答いたします。
- 会長 : 他にいかがでしょうか。
最後の3つ目の条例改正については、昭和62年に条例ができて、すぐ作られた都市景観形成基本計画が現在も生きていて、その後景観計画が策定されて、併設の形でございました。それを今回一緒にしようということあります。昔の精神を引き継ぎながら今までやってきておりますが、それを明文化することでございます。
先ほどの質問のお返しができますか。
- 事務局 : お調べして個別に御説明いたします。

- 会長：後に回答するとのことですが、よろしいでしょうか。
理由を知りたいとのことでしたので、事務局のほうからお伝えいただければと思います。
今までご議論いただいた内容、それから本日の会議でご質問にあった内容について、意見も反映していただいているということで、大枠について適当ということで、細かいところは会長と事務局で調整させていただき、皆様にお知らせするということでおよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- それでは、今回の計画案につきましては、都市景観審議会会長より福岡市長に答申することといたします。
- それでは、計4回、約1年間にわたり審議を重ねてまいりました「福岡市景観計画の改定について」は、これにて議事がすべて終了いたしました。
- 審議会の議論にあたりましては、委員の皆様方に全面的にご協力をいただきましたおかげで、円滑に議論が進み、充実した内容となりました。
- あらためてお礼申し上げます。
- 最後に、事務局より、連絡事項などがありましたら、お願ひいたします。
- 事務局：それでは、第25回都市景観審議会の最後にあたり、事務局を代表いたしまして、住宅都市みどり局理事の大場よりご挨拶を申し上げます。
- 大場理事：福岡市都市景観審議会の締めくくりにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、令和7年2月に「都市景観計画の改定について」を諮問して以来、本日まで計4回にわたり、真摯なご審議を重ねていただきましたこと、心より御礼申し上げます。
また、審議にあたりましては、福岡市の将来の都市景観のあり方について、会長をはじめ各委員の皆様から、それぞれの分野での経験や見識を活かした、多くのご意見をいただきながら議論を深めていただきました。
この間、事務局におきましては、資料準備等で至らぬ点もあったかと存じますが、会議運営にご協力いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。
- 都市景観の形成には長い時間がかかりますが、ぶれずに景観形成を進めるための10年間の羅針盤となる計画がおかげさまで練り上げられましたこと、改めて感謝申し上げますとともに、今回策定する景観計画を有効に活用し、本市の良好な景観形成に向けて、我々も気を引き締めて引き続き取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
- 長期間にわたり、ありがとうございました。
- 事務局：本日の議事録につきましては、事務局で（案）を作成し、委員の皆様に送付し、修正があればお申し出いただき、事務局で修正を行ったうえで、議事録として確定させていただきます。

その後、委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載いたしますので、
よろしくお願ひいたします。

事務局　：長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。
ありがとうございました。

＜委員の質問に対する回答＞

歴史・伝統ゾーンの位置づけにつきましては、建造物・名勝の文化財を抽出、歴史資源として選定し、用途地域等の開発ポテンシャルを考慮した上で設定しており、視点場も同様に、建造物・名勝の文化財を設定・記載しております。

聖福寺について確認したところ、歴史・伝統ゾーン設定時（H28）、及び計画改定時（R7）においても、建造物・名勝のいずれにも該当していないことから、視点場として設定・記載しております。

一方で、聖福寺につきましては、御供所地区都市景観形成地区の中の「寺社境内地区」に該当し、形態・意匠等についてもより厳しいルールが適用され、周辺の「寺社隣接地区」「御供所通り地区」についても、高さや圧迫感のないまちなみを形成するためのまちなみ斜線の設定であることから、現状でも高さに関する行為の制限は効果のあるものと考えております。